

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号				
手続名	共済計理人の解任命令（漁協）	根拠条項	第 1 5 条の 2 6				
処 分 基 準	<p>第 1 5 条の 2 4 第 2 項に規定する共済計理人の要件を満たしていない場合又は第 1 5 条の 2 5 に規定する共済計理人の職務に違反が認められる場合において、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。</p>						
対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	目次	3 8 - 2